

## ●香川県告示第6号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）第3条の規定に基づき、香川県民食習慣・生活習慣実態調査を次のとおり実施する。

平成22年1月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 1 調査の名称及び目的

#### (1) 名称

香川県民食習慣・生活習慣実態調査

#### (2) 目的

かがわ食育アクションプラン（香川県食育推進計画）及び健やか香川21ヘルスプラン（香川県健康増進計画）に設定した目標の達成状況の確認等を行うとともに、健康政策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

県内全域

#### (2) 属性的範囲

県内に在住する平成22年1月1日現在で15歳以上である者

### 3 報告を求める事項及びその基準となる期間

#### (1) 報告を求める事項

食生活・食習慣及び生活習慣（運動、歯の健康、こころの健康、喫煙、飲酒及び生活習慣病）の状況

#### (2) 基準となる期間

平成22年1月15日から平成22年1月31日まで

### 4 報告を求める者

#### (1) 数

3,000人（母集団 864,000人）

#### (2) 選定の方法

県内を二次保健医療圏で区分し、各圏域の人口に応じて8市4町を抽出する。さらに、抽出した市町の人口に応じて高松市1,200人、丸亀市300人、その他各市町150人の計3,000人を住民基本台帳から無作為抽出する。

### 5 報告を求めるために用いる方法

県が郵便により調査票を配布し、回収する。

### 6 報告を求める期間

調査の実施期間 平成22年1月15日から平成22年1月31日まで